



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

若者向け **悪質商法被害**
防止キャンペーン中！

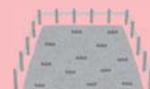
若者も被害は188 (イヤヤ)！

1月から3月までの間「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」を実施いたします。

インターネット、SNS、スマートフォンやタブレットの利用は低年齢層にも広がっています。そのため、若者がキャッチセールス、マルチ商法、ワンクリック請求などのトラブルに巻き込まれる事も少なくありません。被害防止のために美浦村では、成人式や4カ月乳幼児健診時の保護者に啓発資料を配布しています。トラブルに巻き込まれたら、すぐに全国共通・局番なしの188(イヤヤ)消費者ホットラインへ！お近くの消費生活センターにつながります。

原野商法の二次被害のトラブル多発！

「土地を買い取ります」などの勧誘にはご注意ください！！



勧誘の手口は？

- ◆過去に原野等の土地を購入した消費者に対して、電話や自宅を訪問して「土地を買い取る」と勧誘がきます。
- ◆土地が売れると安どしているところで様々な理由をつけて金銭の支払を要求してきます。
- ◆要求された金銭を支払った後、自分の土地の売却代金の支払は受けられず、業者とは連絡がつかなくなる人が多いです。

注意するポイントは？

- 「土地を買い取る」「お金は後で返す」は常套句！

原野商法により取得した土地について、「土地を買い取る」などといった勧誘があった場合、土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、後々、測量代や手続費用、節税対策と称して代金を請求されたりします。「お金は後で返す」と言われても、その後、事業者とは連絡が取れなくなることが多いので、きっぱりと断りましょう。

- ひとりで決めずに、まずは相談！

一度お金を支払ってしまうと、そのお金を取り戻すことは非常に困難です。根拠がはっきりしない代金の請求があるなど、少しでも不審な点を感じたら、すぐにお金を支払うことは絶対にせず、家族や消費生活センター等に相談しましょう。原野商法の二次被害のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが目立ちます。周りの人も、悩んでいる様子がないか、高齢者の日常生活に変化が生じていないか気を配りましょう。

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

